

都道府県高体連空手道専門部
専門部長
委員長
事務局長 各位

全国高体連空手第 3101 号
平成 31 年 4 月 1 日
(公財)全国高等学校体育連盟空手道専門部
部長 近藤彰郎
(公印省略)

時下、貴専門部におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
各専門部におかれましては、下記について確認・徹底いただき、健康で安全な
高体連空手道専門部活動を目指していただきますよう、お願い申し上げます。

(言己)

1. **全空連会員登録の徹底について**

全日本空手道連盟の会員登録については、都道府県で登録手続きが行われるよう
お願い致します。大会参加資格の中に「全空連の会員登録者であること」を明記して
ください。選手だけでなく顧問も会員登録するようお願い致します。

2. **競技用マットの使用義務について**

安全確保のため、都道府県高体連が主催する大会におけるマットの使用を義務付ける。
競技会だけでなく講習会や各校の練習においてもマットを使用して下さい。

3. **傷害事故防止について**

- 1) 競技に関する審判員の意思統一を事前に行うこと。
- 2) 開会式を行う審判長注意のなかで、「反則について」・「安全具の正しい装着につい
て」、は必ず出場選手に説示を与えること。
- 3) 万一事故が発生した場合は、適正・迅速な処置を行うこと。

4. **大会ドクターの配置について**

都道府県総体、全国総体予選、新人戦（選抜予選）、組手審判講習会においては、必ず
ドクターを配置して事故に備えて下さい。

5. **大会への傷害保険の加入について**

- 1) 専門部主催の競技会実施の際は必ず傷害保険契約をして下さい。
- 2) 各校毎に、スポーツ傷害保険等に加入するよう呼びかけて下さい。

6. **不祥事の報告について**

不祥事（人権侵害・暴力事件、セクハラ、強制わいせつ、いじめ等）が発生した場合は、必ず報告する。少なくとも公になった事案については、必ず全国高体連空手道専門部（委員長、事務局）に一報を入れ、その後詳細について、文書で報告して下さい。